

目次

多様な
支援事例で
つかむ

自治体が直面する 高齢者身元保証問題の突破口 地域特性を踏まえたおひとりさま政策の提言

はじめに

序章	身元保証問題とは	1
1	狭義の身元保証問題	3
2	広義の身元保証問題（個・孤のライフ・エンディング 問題における身元保証人の役割）	7
第1章	高齢者の「身元保証」問題とその背景	9
1	日本ライフ協会の破たんて注目された 「身元保証等高齢者サポート事業」	9
2	身元保証等高齢者サポート事業を利用するのは誰か	21
3	自治体が身元保証問題に直面するとき（事例を中心に紹介）	33
第2章	自治体の現状と課題	53
1	地域によって異なる人口・世帯の状況	53
2	孤立死への取組は多くの自治体で実施	58
3	身元保証に関する自治体の特徴的な取組	64
4	自治体のこれからの課題	81

第3章	民間サービスの現状と課題	87
1	終活支援、死後事務を入り口とした企業サービス ……	87
2	身元保証等高齢者サポート事業者 ……	91
3	自治体が民間サービスと連携して身元保証問題を解決する事例 ……	103
第4章	デジタル技術を活用した解決の方向性	111
1	高齢期に伴走支援を提供する「身元保証人」の機能を 再考する—金銭、情報・意思、人 ……	111
2	身元保証に情報技術を活用するメリット ……	114
3	日本総合研究所の試み「subME」プロジェクト ……	122
第5章	提言：自治体ができること	135
1	まとめ 身元保証問題は個・孤のライフ・エンディング 問題である ……	135
2	ステップ1 身元保証問題の全体をとらえてみる ……	138
3	ステップ2 自治体として何をすべきか決める ……	148
4	ステップ3 自治体以外のプレイヤーとの連携をさぐる ……	156
5	ステップ4 住民の関与を高める ……	163
6	むすびにかえて ……	171

序章

身元保証問題とは

本書は、高齢者が人生を全うするにあたって発生する「身元保証問題」をテーマにしている。雇用に伴う身元保証（身元保証に関する法律に基づく）とは異なり、高齢期に発生する身元保証の需要には、法的な裏付けや明確な定義がない。範囲や定義が定まっていないことが一番の問題といえるが、読者の混乱を防ぐためにできるだけ整理をしておきたい。

狭義の身元保証問題

医療機関への入院、介護施設等への入所にあたり、本人以外の「身元保証人（身元引受人）」等の名称で第三者の署名が求められる慣習がある。身元保証人としては主に親族が想定されている。配偶者では不可という条件が付いていることも多く、この身元保証人を依頼できる親族がいない場合、入院や入所を断られることがある。長寿化や家族関係の希薄化によって、身元保証人を依頼できる人がいない高齢者はこれからも増加することが見込まれている。本章の1において詳しく述べる。

広義の身元保証問題＝個・孤のライフ・エンディング問題

入院や入所といった、重大な場面において身元保証人がいないという問題は深刻である。では入院や入所に際して、身元保証人を求める慣習がなくなれば問題が解決するのかというと、そうではない。本章の2で詳しく述べるが、高齢期において、身元保証人を頼める

ような身近な支援者（イメージされるのは主に子世代）がいない場合に生じうる困難は、より広範である。これはいわゆる「老後の面倒を見る人がいない」状態である。医療や介護が必要になった時、亡くなる時、亡くなった時に生じる様々な問題を解決するにあたって、高齢者を支援したり、時には代わりに解決するのが「老後の面倒を見る」ことといえるが、そのような存在がいないと、生活の質や死の質を保つことはかなり難しい。このような伴走的支援を当然のこととして提供する人を得ることは今や誰にとっても簡単ではない。長寿化によって「老後」が延長していく中、配偶者や子であっても誰かに伴走し続けるのは困難だからである。その根本には私たちのライフスタイルの多様化がある。家族や地域や慣習にとらわれることなく人生の選択肢を選びとれることは「個」としての幸福の追求につながっている。一方で、それは助力が必要な時に頼る人がおらず「孤」の状態に陥ることと表裏一体でもある。

この問題については、すでに「おひとりさま問題」「身寄り問題」「周没期問題」「エンディング期問題」などの言葉で注目されつつあるが、明確な定義は未だ存在していない。本書では、これを誰もが「個」として生きて亡くなることが可能になった、いい換えればそれが求められるようになった時代における「個・孤のライフ・エンディング問題」と呼ぶ。

身元保証等高齢者サポート事業

家族や親族に身元保証人を依頼できない人、依頼したくない人に対して、有償でサポートを提供する事業である。サービス内容は狭義の身元保証問題（身元保証人になってくれる人がいない）、広義

の身元保証問題（老後の面倒を見る人がいない）の双方を解決するためのものであることが多い。監督官庁がないことや、大手の事業者が倒産したことなどから、利用すべきでないという意見もあるが、今後の需要増加が見込まれる事業であり、健全な育成が望まれる。この事業については第1章で詳しく述べる。

1 狭義の身元保証問題

身元保証人が必要とされるのは、入院する時と、新しい住まいに移る時が多い。それぞれの場面で何が期待されているか、改めて概観する。

入院場面での役割

2017年に全国の医療機関を対象に行われた調査¹では、身元保証人の役割や身元保証人が得られない場合の対応が明らかになっている。調査時点では65%の医療機関が入院時に身元保証人を求めており、身元保証人が得られない時は入院を認めないと答えた医療機関は8.2%あった。

医療機関が身元保証に求めている役割としては、入院費の支払が87.8%と最も高く、次いで緊急の連絡先、債務の保証と続いている。しかしそれ以外にも本人の身柄引き取り、医療行為の同意、遺体・遺品の引き取り、入院診療計画書の同意は半数またはそれ以上の医療機関が求めている。

1) 山縣然太郎ほか「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」（厚生労働省、2018年）